

令和5年度

財政援助団体監査報告書

ひ 監 発 第 3 4 号
令和5年10月30日

ひたちなか市長 大谷 明 殿

ひたちなか市議会議長 大谷 隆 殿

ひたちなか市監査委員 関山 純子

ひたちなか市監査委員 薄井 宏安

財政援助を行った団体の監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年度に財政援助を行った団体の監査を実施したので、その結果について、同条第9項の規定により次の通り報告書を提出します。

第1 監査の対象

対象とした財政援助団体（以下「団体」という。）及び補助金名等は次のとおりである。

- 1 ひたちなか市国際交流協会
 - (1) 補助金名 令和4年度ひたちなか市国際交流協会補助金
 - (2) 補助金額 4,306,796円
 - (3) 所管課 市民生活部市民活動課
- 2 ひたちなか市文化協会
 - (1) 補助金名 令和4年度ひたちなか市文化協会運営事業補助金
 - (2) 補助金額 3,687,000円
 - (3) 所管課 市民生活部生涯学習課

第2 監査の主眼及び方法

監査の対象とした補助事業に係る所管課並びに団体の事務事業の執行が、それぞれ法令等に準拠して適正に行われたか、また、補助金が交付条件に沿って適切に使用され、かつ、その実績が補助の目的に照らして効果的なものであったか、さらに団体に対する所管課の指導監督が適切に行われていたかどうか等を主眼に監査を行った。

監査の実施にあたっては、ひたちなか市監査基準に基づき、所管課及び団体から提出された補助金交付関係書類、事務事業の概要、事業実施状況、収支の会計経理に係る諸帳簿及び証拠書類の審査を試査又は精査によって行うとともに、事業内容及び経理内容の実態等について関係者から聴取した。

第3 監査の期間及び場所

期 間：令和5年9月1日（金）～令和5年10月25日（水）
内容聴取日：令和5年10月3日（火）
場 所：監査委員事務局

第4 監査を執行した監査委員

関山 純子
薄井 宏安

第5 監査の結果

各団体について監査した結果は、次のとおりである。

【ひたちなか市国際交流協会】

1 団体の概要

(1) 団体の目的

本会は、市民を主体とした幅広い国際交流活動を、市と協働して展開することにより、国際理解の増進及び国際親善の促進を図るとともに、国籍、言語、慣習の異なる人々が対等な立場で共に生きる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

(2) 団体の組織

本会は、正会員（協会の運営及び事業に参画する意思をもって所定の年会費を納付した18歳以上の個人、団体）個人126名と15団体及び賛助会員（協会の運営及び事業を賛助する意思をもって所定の年会費を納付した18歳以上の個人、団体）7団体をもって組織し、役員として会長（1名）、副会長（2名）、理事（若干名）、監事（2名）を置き、その任期は2年とする。また、顧問（若干名）を置くことができ、会員のうちから理事会の承認を経て会長が委嘱する。

2 補助事業の概要

(1) 補助金の名称及び交付額

名 称	令和4年度ひたちなか市国際交流協会補助金
交付決定額	4,619,500円
精 算 額	4,306,796円

(2) 補助の目的

市民を主体とした、幅広い国際交流活動を通して国際理解及び国際親善の推進を図るとともに、国籍、文化等の異なる人々が対等な立場で共に生きる多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(3) 補助の内容

ひたちなか市国際交流協会が実施する、国際交流イベント等の事業、国際交流に関する広報に関する事業、協会の運営に要する経費とする。補助金の額は予算の範囲内とする。

(4) 事業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 補助金交付事務手続

交 付 申 請	令和4年4月27日
交 付 決 定 通 知	令和4年5月 6日
交 付 請 求	令和4年5月 6日
補 助 金 交 付	令和4年5月18日
実 績 報 告	令和5年4月17日
精 算	令和5年4月25日

(6) 令和4年度補助事業実施状況

国際交流イベント等の事業として、市民の国際交流及び国際理解の推進のため、市内の中・高校生とウクライナ、タイ、ベトナムからの留学生とのオンライン交流会「オンラインで国際交流?! 広がれ世界!」やウクライナの歴史と現状を演題とした第10回国際交流講演会（対面・オンライン併用）、地域に暮らす日本人と外国人の交流のためのオンライン交流会「こくさいちゃんカフェ」を催した。

国際交流に関する広報事業として、市民に国際交流協会の事業や活動について広く周知す

るため、国際交流だよりを年1回発行し、各公共施設やイベント時に配布した。

これらの取組を通じて、外国人と日本人との交流の場を確保し、異なる文化を相互に紹介する機会を広く市民に提供することにより、市民レベルでの国際交流・国際理解推進活動の活発化及び在住外国人サポート事業の充実を図った。

(7) 令和4年度収支決算状況

団体より提出された事業の収支決算状況は次表のとおりである。

(収 入)

(単位：円)

科 目	当初予算額 (a)	補正額 (b)	予算現額(c) (a)+(b)	決算額 (d)	比較増減(e) (d) - (c)	備 考
会費	267,000	0	267,000	251,500	△15,500	個人会費, 団体会費, 賛助会費
負担金	223,600	0	223,600	251,400	27,800	外国語講座受講負担金 外
※委託料	700,000	0	(700,000)	(700,000)	0	市国際交流事業委託料
補助金	4,949,500	0	4,949,500	4,799,500	△150,000	
市国際交流 協会補助金	4,619,500	0	4,619,500	4,619,500	0	
ロータリークラブ 補助金	330,000	0	330,000	180,000	△150,000	
雑収入	626,691	0	626,691	457,598	△169,093	社会保険料労働者負担分戻入金 外
前年度繰越金	819,209	0	819,209	819,209	0	
合 計	7,586,000	0	6,886,000	6,579,207	△306,793	

(支 出)

(単位：円)

科 目	当初予算額 (a)	補正(流用) 額(b)	予算現額(c) (a)+(b)	決算額 (d)	不用額(e) (c) - (d)	備 考
事業費	2,047,800	0	1,347,800	530,455	817,345	
※委託事業	700,000	0	(700,000)	(539,428)	(160,572)	国際交流ひろば 外
補助事業	503,000	0	503,000	119,276	383,724	国際交流イベント 20,276 円, 国際交流だより 99,000 円
ロータリークラブ 補助事業	485,000	0	485,000	270,500	214,500	日本語入門講座
単独事業	359,800	0	359,800	140,679	219,121	外国語講座, 委託事業に係る協会負担分 外
事務費	4,948,000	0	4,948,000	4,734,813	213,187	
補助事業	4,848,000	0	4,848,000	4,725,313	122,687	人件費, 共済費, 会議費, 事務費
単独事業	100,000	0	100,000	9,500	90,500	いちろう会懇談会会費, 新春賀詞交歓会会費
予備費	590,200	0	590,200	0	590,200	
合 計	7,586,000	0	6,886,000	5,265,268	1,620,732	

※ 委託料については、当初の収支予算書において計上されていたが、補助金の対象外であることから、収支決算書においては計上されていなかったため、カッコ書きでの記載とし、各合計

の集計から除外している。その結果、表中において当初予算額と予算現額でも不整合が生じる。

収入決算額	6,579,207 円
支出決算額	5,265,268 円
差引残額	1,313,939 円

なお、差引残額のうち、312,704 円が市へ戻入され、1,001,235 円が翌年度へ繰越しとなっている。

3 監査の結果

補助事業に係る所管課並びに団体の事務の執行については、所定の手続き等により概ね適正に行われており、また、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。

なお、団体の会計処理等において、次のとおり一部改善が必要と思われる事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

(意見及び指摘事項等)

所管課においては、団体に対して以下の事項について適切な指導助言に努められたい。

- ・「ひたちなか市国際交流協会職員の給与及び勤務時間並びに休日休暇等に関する規程」第4条及び第7条にて給与及び賞与の支給日が定められているが、本規定のとおり給与及び賞与が支払われていない事例が見受けられた。
- ・繰越金について、増加額が著しいため今後は積極的な事業実施に向けた取り組みに努められたい。

所管課においては、以下の事項について検討調整されたい。

- ・国際交流協会補助金の財源は国際交流基金を充てており、基金取崩し額を3月上旬に確定している。しかしながら、補助事業の終了は3月31日であり、基金取崩し額の確定後から補助事業終了までに発生した経費については、補助対象事業であるにも関わらず、協会の自主財源を充当している。取崩し額の正確な見積りが難しくとも、補助事業が終了するまでにかかる全ての経費は、補助対象として処理すべきである。今後は、これらの状況を踏まえ補助金交付の適正な執行に努めるとともに、基金との関連についても検討調整されたい。

【ひたちなか市文化協会】

1 団体の概要

(1) 団体の目的

本会は、ひたちなか市の文化を振興し、文化団体の育成を図り、広く市民の芸術文化の向上に寄与することを目的とする。

(2) 団体の組織

市内において文化活動を行う全市的な団体（団体数18団体、会員数1,588名）をもって組織し、役員として会長（1名）、副会長（2名）は理事の中から理事会において選出される。理事（若干名）は加盟団体から推薦され、監事（2名）は代議員の中から総会で選出される。また顧問を置くことができ、理事会の推薦を経て会長が委嘱する。

2 補助事業の概要

(1) 補助金の名称及び交付額

名 称	令和4年度ひたちなか市文化協会運営事業補助金
交付決定額	4,170,000円
精 算 額	3,687,000円

(2) 補助の目的

各種芸術文化事業の開催を通して、ひたちなか市の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

(3) 補助の内容

ひたちなか市文化協会が実施する、会議費、事務費等会の運営に要する経費、芸術祭開催事業、後援事業、団体結成推進事業、団体育成事業に係る経費とする。補助金の額は予算の範囲内とする。

(4) 事業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 補助金交付事務手続き

交 付 申 請	令和4年5月27日
交 付 決 定 通 知	令和4年6月 2日
交 付 請 求	令和4年6月 2日
補 助 金 交 付	令和4年6月20日
実 績 報 告	令和5年5月 8日
精 算	令和5年5月15日

(6) 令和4年度補助事業実施状況

令和4年度事業計画に基づき、芸術文化振興事業の開催、会報誌発行、文化団体助成事業を実施した。

芸術文化振興事業については、令和4年9月から令和5年2月まで芸術祭を開催した。加盟団体が一堂に会して発表する「春の祭典」については、3年ぶりに開催することができ、初の試みとしてYouTubeによる舞台部門のライブ配信を実施した。また、撮影した展示部門・舞台部門の動画は協会ホームページで公開を行った。

会報誌発行については、会報「白亜紀」第21号を発行し、会員及び市民に対して文化協会の活動を広く発信した。

文化団体助成事業については、加盟団体（18団体）に補助することで、各団体が行う芸術文化活動を支援し、芸術文化の振興を図った。

(7) 令和4年度収支決算状況

団体より提出された事業の収支決算状況は次表のとおりである。

(収 入)

(単位：円)

科 目	当初予算額 (a)	補正額 (b)	予算現額(c) (a)+(b)	決算額 (d)	比較増減(e) (d) - (c)	備 考
補助金	4,170,000	0	4,170,000	4,170,000	0	市補助金
負担金	360,000	0	360,000	360,000	0	加盟団体負担金
諸収入	180,583	0	180,583	104,013	△76,570	第1期美術展覧会（書道の部） 中止のため
繰越金	216,417	0	216,417	216,417	0	前年度繰越金
合 計	4,927,000	0	4,927,000	4,850,430	△76,570	

(支 出)

(単位：円)

科 目	当初予算額 (a)	補正(流用) 額(b)	予算現額(c) (a)+(b)	決算額 (d)	不用額(e) (c) - (d)	備 考
団体補助費	2,119,000	0	2,119,000	2,073,000	46,000	文化団体助成事業 事業補助18団体へ（1団体より 46,000円戻入）
事業費	1,651,000	0	1,651,000	994,858	656,142	芸術祭開催事業（芸術祭美術展 覧会）430,175円 協会事業（春の祭典、会報「白 垂紀」第21号発行）564,683円
会議費	140,000	0	140,000	109,373	30,627	理事会飲物代、総会資料印刷用 紙代、総会会場費
事務費	1,014,000	0	1,014,000	968,076	45,924	賃金、HP年間保守サポート料 金、振込手数料等
予備費	3,000	0	3,000	0	3,000	
合 計	4,927,000	0	4,927,000	4,145,307	781,693	

収入決算額 4,850,430円

支出決算額 4,145,307円

差引残額 705,123円

なお、差引残額のうち、483,000円が市へ戻入され、222,123円が翌年度へ繰越しとなっている。

3 監査の結果

補助事業に係る所管課並びに団体の事務の執行については、所定の手続き等により概ね適正に行われており、また、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。

なお、団体の会計処理等において、次のとおり一部改善が必要と思われる事項が見受けられたため、適切な措置を講じられたい。

(意見及び指摘事項等)

所管課においては、団体に対して以下の事項について適切な指導助言に努められたい。

- ・団体の会計処理において、規程等がない中で、立替払いによるものと思われる支出が見受けられた。
- ・会計処理上の責任体制などが明文化されていないため、会計事務手続き全般に関する規程の整備、又は規約の見直しについて検討されたい。